Close Up

最近の知財情勢と特許庁の施策について
―特許庁講演報告―

（一社）日本溶接協会 特許委員会

1　はじめに

特許委員会では，日本溶接協会会員企業が知的財産戦略を構築するための側面支援の１つとして，特許庁の多大なるご協力をいただきながら毎年懇談会を行ってきたが，新型コロナ感染症拡大防止の観点から，今年度は懇談会開催を中止とさせていただいた。

2021年１月19日に当協会特許委員会（溶接会館およびWEB併用）を行った際，特許庁からご参画をいただいた田口委員（審査第二部生産機械（加工機械）担当室長）より，最近の特許行政についてご講演をいただいた。

以下に，講演および質疑応答の内容を抜粋して報告する。

2　最近の知財情勢と施策紹介

最近の知財情勢と施策紹介について，知財をめぐる動向，新型コロナウイルスの知財活動への影響，Post/Withコロナ時代のニュー・ノーマルの３テーマについて解説をいただいた。

2.1　知財をめぐる動向／特許庁の取組み

2.1.1　知財をめぐる動向／特許出願件数等の推移

図１に示すように，特許出願件数は，中国，米国，日本，韓国，欧州の順となっている。

近年，中国の出願件数とPCT出願件数は大きく増加してきたが，2019年の特許出願は減少した。今後も動向を注視していく。また，PCT国際出願件数は，いずれの国でも増加しており，有用性を認識しながら利用されていると思われる。

図２に，日本の特許出願件数等の推移を示す。出願件数自体は徐々に減少しているが，特許登録件数の割合（特許登録率）は増加傾向である。特許出願の厳選を行うことが浸透し，量から質への転換が進んでいることが窺える。

2.1.2　特許庁の取組み

(1) 世界最速・最高品質の特許審査

特許庁の2023年目標として，FA期間（一次審査通知

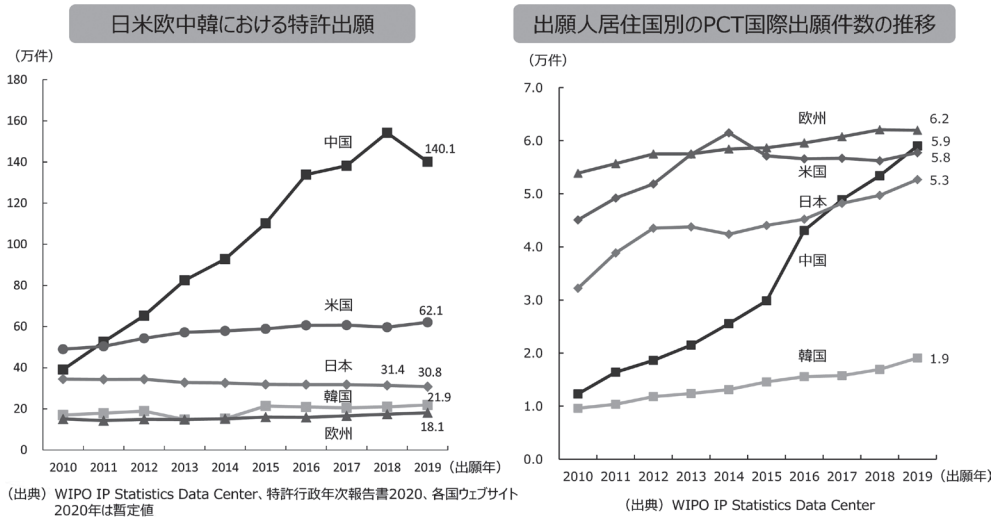

図１　特許出願件数の推移

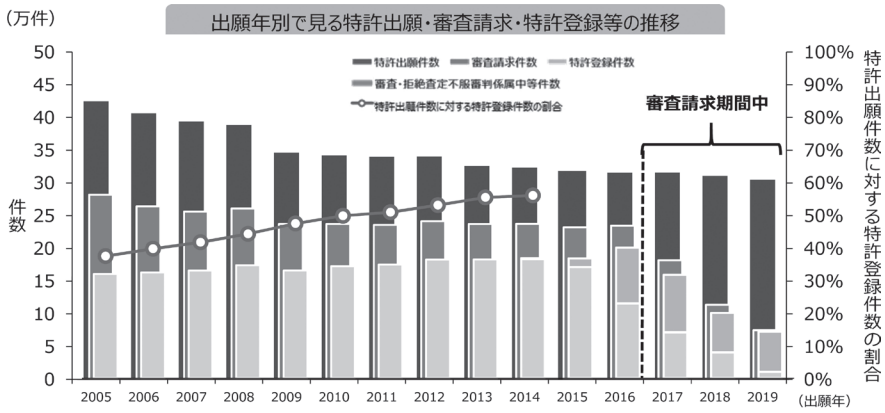

図２　出願年別の特許出願・審査請求・特許登録等の推移

2018年	FA期間 一次審査通知までの期間	TP期間 権利化までの期間
日本	9.3か月	14.1か月
米国	15.6か月	23.8か月
欧州	4.4か月※	25.1か月
中国	15.4か月	22.5か月
韓国	10.3か月	15.8か月

※欧州特許庁の一次審査期間は、出願日から拡張欧州調査報告の発表までの中央値
（出典）特許行政年次報告書2020年版

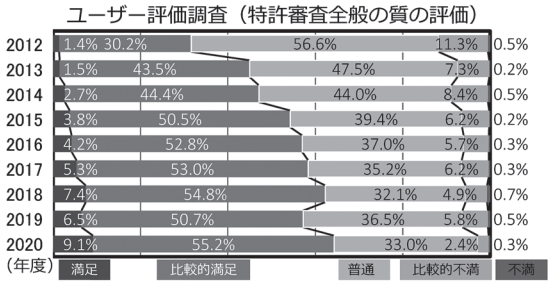

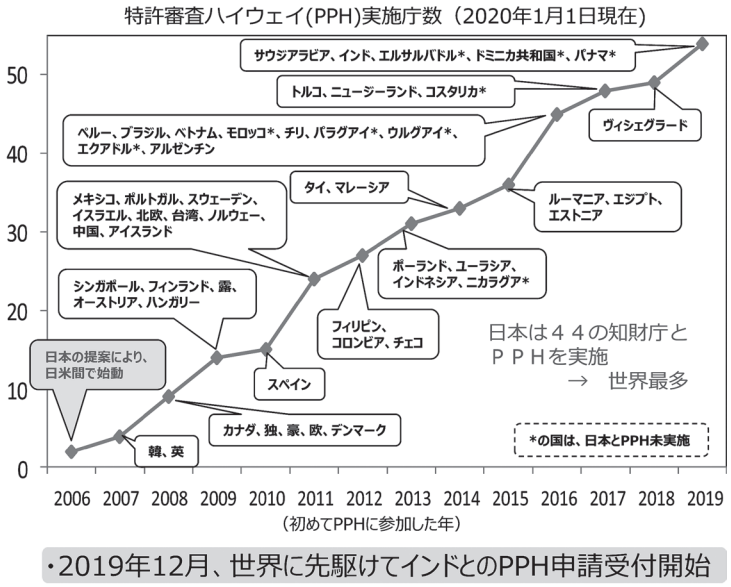

図３　世界最速・最高品質の特許審査に向けた取組み

までの期間）は平均10ヵ月以内，TP期間（権利化までの期間）は平均14ヵ月を目指している。**図３**に示すように，2018年度のFA期間は9.3ヵ月であり，すでに2023年目標をクリアし，TP期間も14.1ヵ月と，2023年目標まであと少しとなっている。なお，2019年実績は，FA期間9.5ヵ月，TP期間14.3ヵ月となっており，溶接分野に限ってもほぼ同じ程度である。今後も短くできるよう努力していく。

併せて審査の質の向上，AI，IoT等の新技術への迅速・的確な対応，国際的な連携強化による利便性向上に取り組んでいる。ユーザー評価調査では，審査全般の満足度は，少しずつ上昇している。今後とも，質に対する施策を続けたい。

特許審査ハイウェイ（PPH）については，現在44庁と実施中であり，世界全体の出願件数の99%にあたる国をカバーしている。日本起点のPPHを活用することで，グローバルポートフォリオを迅速に構築できると考えている。なお，インドとのPPHは日本が世界初（2019年12月５日より申請受付開始）である。

また，条件設定（実施関連出願や外国関連出願）をしつつ，さらに審査を早くする制度を設けている。早期審査は平均2.5月，スーパー早期審査は平均0.6月で一次審査通知を行っている。

特許庁では，品質管理のキーコンポーネントとして，①質の保証（審査の質の維持・向上のための取組み），②質の検証（審査の質の把握のための取組み），③品質管理に対する外部評価を実施している。法律上は審査官１名で審査するが，発送前に管理職が記載内容のチェッ

クを行い，不備があれば審査官にフィードバックして修正している。加えて，発送前の通知書を自動的にサンプルとして抽出し品質管理官が改めてサーチ等を行って（ダブル審査），審査の妥当性をチェックしている。また，管理職や他分野の審査官等との意見交換・知識共有を通じて，分野を超えた判断の均質化，審査官の能力向上を図るよう取り組んでいる。

(2) ユーザーの事業展開の支援

特許庁では，ユーザーの事業展開を支援するため，面接・出張面接・テレビ面接や，事業戦略対応まとめ審査を実施している。

基本は書類だけの審査だが，面接により審査官と直接対話することで意思疎通を円滑化できるメリットがある。なお，現時点では新型コロナ感染症防止の観点から，面接については原則オンラインで実施している。またテレビ面接については，INPIT-KANSAIや専用機材で行ってきたがSkypeも可能にするなど，面接手段を増やしている。2019年の実績で3,748件（出張面接773件，テレビ面接190件を含む）である。

図４に，事業戦略対応まとめ審査について示す。事業戦略に関連する知的財産（特許・意匠・商標）を分野横断的に審査に着手し，出願人の望むタイミングでの権利化を可能とすることにより，企業の事業展開を支援している。関連する審査官が事業を十分に理解して均質な審査を行うため，事業に役に立つ権利取得が可能となる。2019年は39件の申請を受理，364件の出願がまとめ審査の対象となった

(3) 国際的な取組み

(1) に記載したPPHの他に，国際審査協力や特許制度・運用の調和などにも取り組んでいる。

国際審査協力では，海外特許庁と相互に特許審査官を派遣し，審査実務の調和の推進，日本の審査実務の普及・浸透を促すことにより，わが国企業が海外において円滑かつ予見性高く特許権を取得することを支援している。

国内外での権利取得の円滑化のために，国際的な特許制度・運用の調和が重要と考えている。先進国間会合では，実体的側面での特許制度の調和を目指し，まずは先進国（WIPO先進国メンバー等50ヵ国）間で制度運用に関する共通の見解を得るべく議論している。また，五庁（日米欧中韓の特許庁）会合では，五庁間での特許制度の運用調和を目指して議論しており，最近では2019年

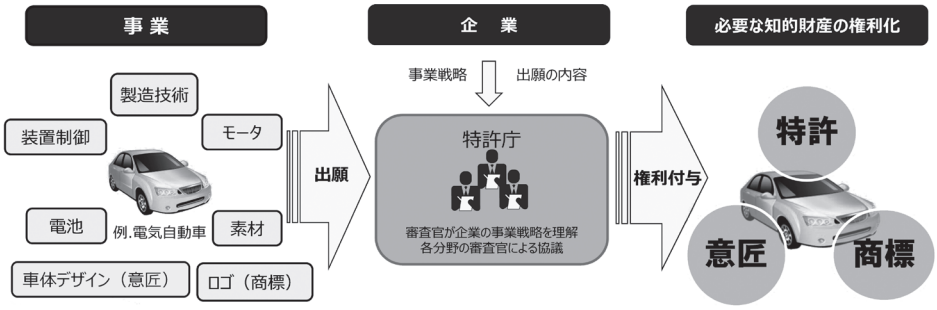

図４　事業戦略対応まとめ審査

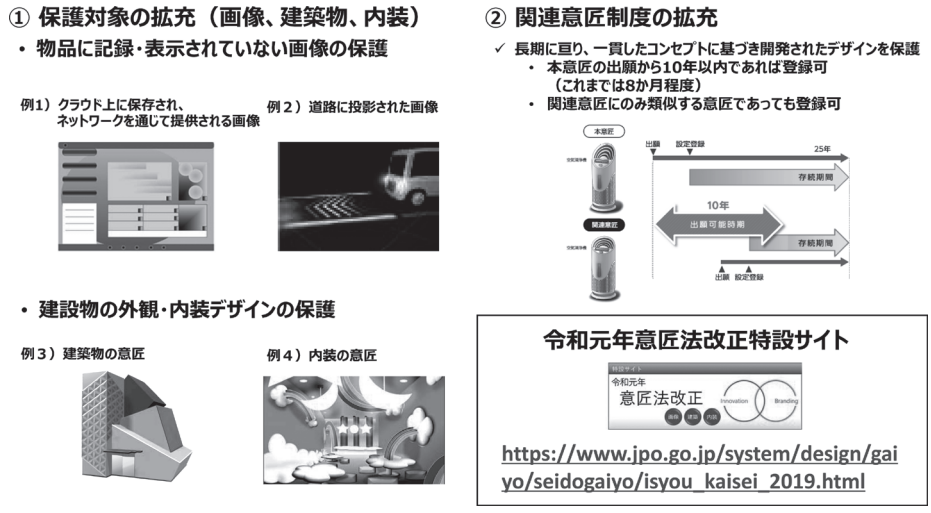

図５　令和元年改正意匠法の概要

６月に韓国で開催され，過去５年間取り組んできた３つの項目（明細書の記載要件等）について完了することに合意した。

(4) 意匠に関する取組み

日本における意匠出願件数は，2010年以降３万件前後で推移している。2019年度の一次審査期間は平均6.0ヵ月である。

図５に，令和元年（2019年）改正意匠法の概要について示す。デジタル技術を活用したデザイン等の保護や，ブランド構築のため，意匠制度を強化した。詳細は，下記特設サイトを参照いただきたい。

https：//www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html

意匠権による模倣品対策について紹介する。知的財産権を侵害する物品の輸出入は関税法で禁じられており，意匠権をもとに税関に対して輸入差止を申し立てることも可能である。年間数百件の意匠権侵害品が日本の税関で差し止められている。

(5) 商標に関する取組み

商標審査の主な処理促進策として，IN対策（出願から約６ヵ月でFAを行う「商標ファストトラック審査」）およびOUT対策（民間調査者の活用可能性実証事業，任期付審査官の採用）の両面から実施している。

また，立体商標としての店舗の外観・内装等の保護に関して紹介する（**図６**）。

不正競争防止法では，店舗の外観・内装の保護を認める裁判所の判断もなされており，意匠法においては，法改正により，店舗の外観・内装を含む建築物の空間デザインが保護対象として追加された。商標法においても，商品・役務の出所を表示するものとして識別力を有する店舗の外観・内装等を，商標権としてより適切に保護できるよう，立体商標の出願方法および審査運用の見直しを行った。2020年４月１日以降になされた出願に適用される。

2.2　新型コロナウイルスの知財活動等への影響等

(1) 出願件数等の見通し（ヒアリング調査）

各審査部（特許）にて，国内特許出願件数，審査請求件数，PCT出願件数に関する今後の見通しについてヒアリングを実施し，134者から回答をいただいた。

図７に，ヒアリング調査結果を示す。今後も出願等の

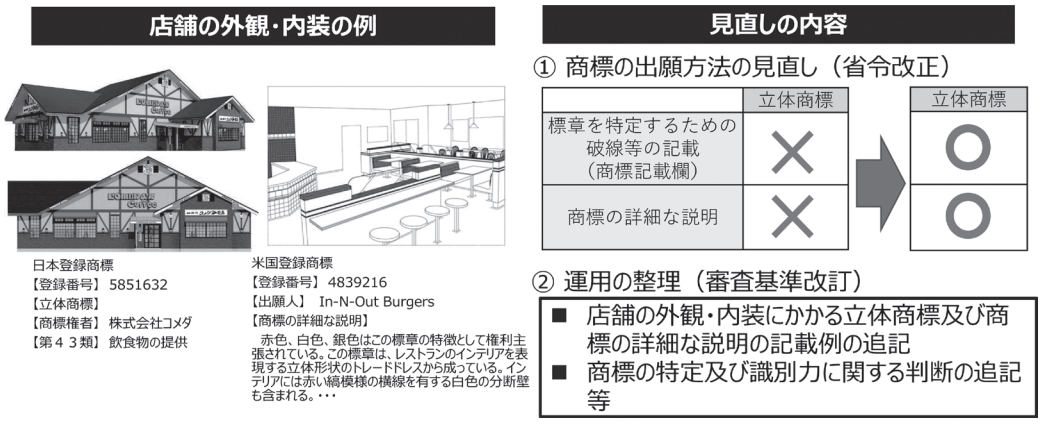

図６　立体商標としての保護強化

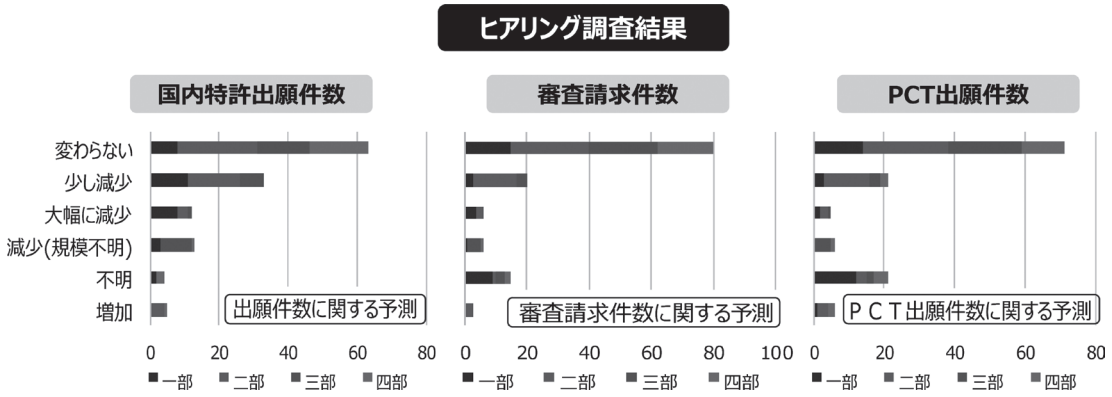

図７　出願等の見通しに関するヒアリング調査結果

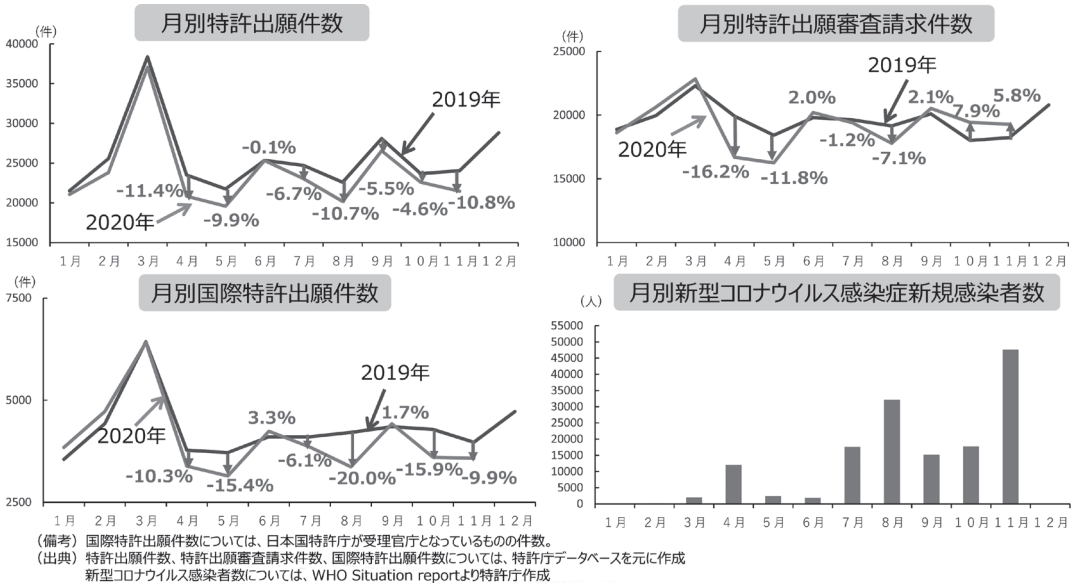

（備考）国際特許出願件数については、日本国特許庁が受理官庁となっているものの件数。
（出典）特許出願件数、特許出願審査請求件数、国際特許出願件数については、特許庁データベースを元に作成
新型コロナウイルス感染者数については、WHO Situation reportより特許庁作成

図８　特許出願件数等の変化（2019年～）

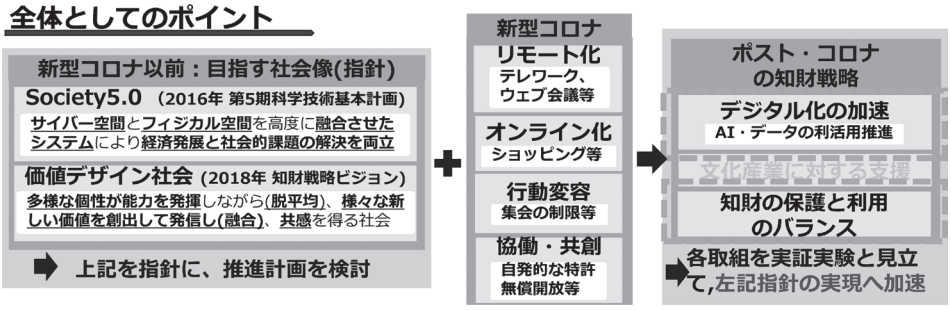

図９　「知的財産推進計画2020」について

傾向は「変わらない」見通しとの回答が多数を占めるが，審査請求件数やPCT出願件数に比べて，国内出願件数については「減少する」見通しとの回答が多い傾向であった。

(2) 出願件数等の変化

図８に，特許出願件数等の変化（2019年，2020年）について示す。新型コロナウイルスの感染症拡大（４月，５月）とともに，特許出願件数及び出願審査請求件数は急減した。６月に一時回復を見せたものの７月以降は再び減少傾向である。

なお，意匠登録出願件数は，特許出願件数同様，新型コロナウイルスの感染症拡大（４月，５月）とともに，出願件数が急減したものの６月以降は回復した。また，商標登録出願件数は，４月に一時的に落ち込んだものの５月には回復した。

2.3　Post/Withコロナ時代のニュー・ノーマル

(1) 知財推進計画2020（ニュー・ノーマルと知財戦略）

図９に，知的財産推進計画2020に関するポイントを示す。新型コロナ以前の段階では，知財戦略を検討の指針となるわが国が目指すべき社会像として，「Society 5.0」と「価値デザイン社会」が示されていた。知財戦略の検討過程で新型コロナ感染症が拡大し，社会全体のリモート化・オンライン化や，人々の行動変容，協働・共創が進み，社会変革が可能な機会が訪れている。わが国は，こうした社会変革を達成した姿としてのニュー・ノーマルを目指し，ポスト・コロナの知財戦略が求められている。

(2) AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度のあり方

図10には，AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度のあり方について概要を示す。AI・IoT技術が発達（AI性能向上，IoT技術で産業を統合）し，ビジネス環境の変化（ビジネスの中心がモノからコトへ）したことで，特許制度面の課題と検討の方向性について，実効的な権利保護と権利の利活用促進という両面のバランス重視した在り方を考えている。

(3) 特許庁におけるデジタル化・リモート化への対応状

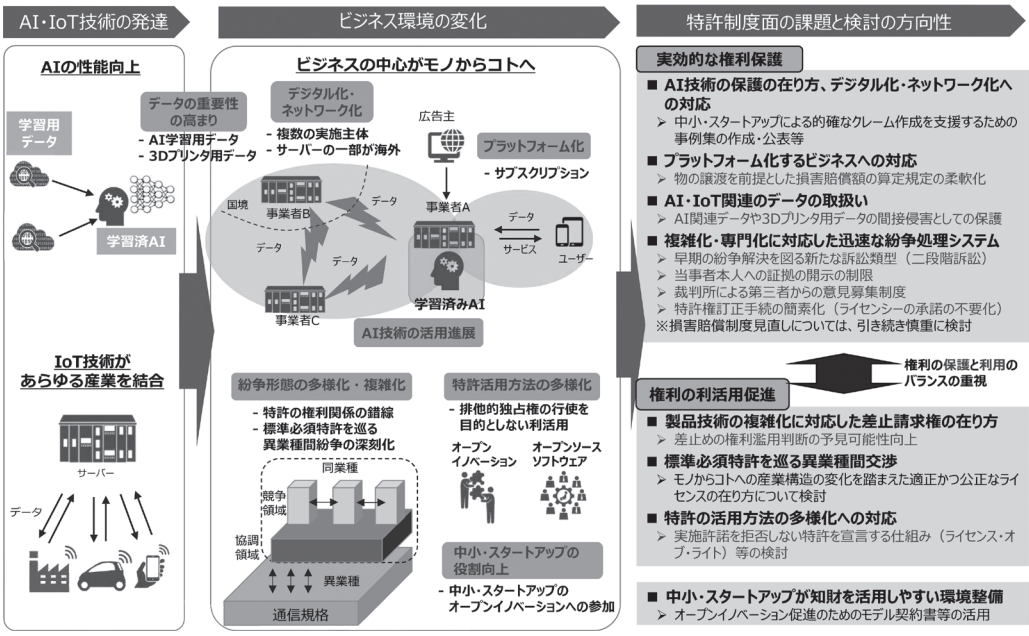

図10　AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方

図11　デジタル化・リモート化への対応状況と課題

況と課題

1990年に世界で初めて特許の電子出願受付開始し，意匠・商標含め高い電子出願率を実現しているが，なお電子申請できない（紙の提出を要する）手続が残存している。緊急事態宣言期間中，特許審査官は原則週４日のテレワークを実施してきた。しかし審査業務システムやテレビ会議システムは庁舎内でしか利用できないため，非公開資料に基づく審査や出願人等とのテレビ面接は出勤時に庁舎内で行った。経済のデジタル化，リモート化の一層の進展を見据え，申請手続等の一層のデジタル化及び審査業務のリモートアクセス環境の整備を進め，利用者の利便性や，審査業務の生産性・レジリエンスの向上を図る必要があると考えている（**図11**）。

(4) 発明の新規性喪失の例外規定（新型コロナ対応）

特許法第30条第２項に係る発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには，出願から30日以内に発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを証明する書面（証明書）を提出する必要がある。

提出が必要な書面は，出願人による記名押印または署名がなされた証明書の原本であるが，新型コロナウイルス感染症拡大の影響により，記名押印または署名のある証明書の提出が困難な状況が生じていることから，記名押印又は署名のある書面を追って提出する対応を可能としている。

(5) その他

経営戦略を成功に導く知財戦略（実践事例集）について紹介する（**図12**）。2019年６月に発行した経営課題を解決するための具体的な知財戦略をまとめた事例集である。ターゲットは，経営層（知財担当役員，経営企画担当役員），知財部長，知財戦略担当者であるが，説明会や企業との意見交換等の機会を利用して周知を予定している。特許庁HPにも掲載しているので，ぜひ参考にしていただきたい。

https：//www.jpo.go.jp/support/example/keiei_senryaku_2019.html

【実践事例集】の特徴

① 海外企業6社、国内企業17社の全事例を社名入りで掲載。
② 各社の知財戦略の詳細を掲載（１事例当たりＡ５版６～１０ページ程度）。
③ 事例ページに写真や説明図を多数掲載し、読みやすさを重視。
④ 各事例を経営戦略視点（経営課題別）と知財戦略視点（知財活動別）から見て分類し、読者の利用シーンに応じた事例検索を容易に。

【実践事例集】
令和２年６月発行
各社の知財戦略の詳細を掲載
（１事例当たりＡ５版６～１０ページ）

【知財戦略事例集】
令和元年６月発行
各社の知財戦略の概要を掲載
（１事例当たりＡ４版１ページ）

図12　経営戦略を成功に導く知財戦略（実践事例集）

4　質疑応答

講演の際に質疑応答された内容について紹介する。なお，下記回答は，回答者の見解であり特許庁の公式見解ではないこと，順不同の記載であること，誌面の都合ですべての記載ではないことをご了承いただきたい。

Ｑ１－１）**図１**の特許出願件数の推移から，中国は新型コロナ感染症拡大による影響で出願が低下したわけでなく，2019年から低下していたことが確認できた。特許登録件数も出願件数と同じ傾向ですか。

Ａ１－１）手元にデータを持ち合わせていないが，特許登録された件数も同様の傾向と思われる。

Ｑ１－２）**図２**から，日本の特許登録率が増加傾向とのこと。中国も同じ程度の高さですか。

Ｑ１－２）こちらも手元にデータがない。ただ，最近は審査品質が向上しているという声を聞くことが増えている。

Ｑ２）五庁間等で審査品質均質化を進めてくださっており感謝している。具体例の紹介は控えるが，至近５年間で，外国企業から日本へ出願された発明に関する審査，審判が緩いと感じる場合がある。日本国内と他の地域での製品設計変更などを懸念している。引き続き審査の均質化に取り組んでいただきたい。

Ａ２）最近，同様な意見をいくつかいただいている。引き続き審査品質の向上に努めていきたい。日本の特許庁は，審査官一人当たりの審査件数が他国特許庁と比べて多い現状があるものの，情報端末，サーチシステムに力を入れており，高品質な審査結果を出していきたい。懸念事案について別途ご連絡をいただけたら参考にさせていただきたい。

Ｑ３－１）現在，溶接協会では，積層造形について注力しているが，審査の担当部門を教えてください。

Ａ３－１）審査第三部素材加工が主に扱っている。今回，懇談会を実施する前提の際には，３Ｄプリンター（2019年度に特許出願技術動向調査を実施）について講演を予定していた。特許庁HPに調査結果概要を掲載しているので，確認をいただきたい。

https：//www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/document/index/2019_06.pdf

Ｑ３－２）当協会では，実用化に向けて取り組んでいるが，本質は「溶接」と考えている。協会内に３Ｄ積層造形委員会を設置し，これまでとは異なる業種の会社からの入会が増えている。次回懇談会（2021年秋開催予定）の際には，コンテンツに入れていただきたい。

Ａ３－２）特許出願技術動向調査の調査結果についてお話させていただくことは当初の予定でもあり，前向きに検討したい。状況によっては，審査第三部審査官の出席も考えたいと思う。

Ｑ３－３）特許庁HPには概要のみ掲載されていますが，詳細冊子を入手することは可能ですか。

Ａ３－３）概要表紙に問い合わせ先が記載されているので，そちらに連絡をいただきたい。

※「特許出願技術動向調査」の問い合わせ先
特許庁総務部企画調査課　知財動向班
電話：03-3581-1101（内線2155）

5　おわりに

特許委員会としては，2019年度までと同様に，興味深いテーマを盛り込んだ特許庁との会合を継続して実施する計画であり，溶接業界と行政実務とを繋ぐ「意見交換会」にしていきたいと考えている。

以上，本年１月に特許庁　田口室長様から講演をいただいた内容について概要を報告した。

読者の皆様からの本稿および懇談会全般に対するご意見ならびにご要望を重ねてお願いしたい。